

会費規程

(目的)

第1条 この規程は定款第7条に基づき、通常正会員、特別正会員、賛助会員が納付する会費に関する規則を定める。

(会費)

第2条 会員は以下の会員種別に基づき事業年度ごとの年会費を、当該事業年度開始の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

会員種別	事業年度 年会費	課税・不課税の別
通常正会員	240,000円	不課税
特別正会員	なし	-
賛助会員	36,000円	不課税

第3条 年度途中の入会については、入会申込み日付の時期により7月～9月:100%、10月～12月:75%、1月～3月:50%、4月～6月:25%の算定率を第2条の年会費に乗じた額を納付するものとする。

第4条 年度途中の退会については、その理由の如何に関わらず、納付された会費は返還しないものとする。

附則1 この規程は、2022年9月22日の本法人設立日から施行する。

附則2 事業年度途中の通常正会員から賛助会員へ、またはその逆の会員種別の変更は、退会と入会の手続きをとるものとし、退会と入会が同一日付でなされた場合に限り会員期間は継続しているものとする。

参考情報 振込先口座:
銀行名: みずほ銀行 銀座支店
口座番号: 普通 4261952
名義: 一般社団法人 NeXEHRs (カ名称:シヤ)ネクサース)